

高齢者の 補聴器の 購入費を 一部助成します



対象者は以下の項目を
全て満たす方となります

- 甲府市に住所を有する方
- 申請日の属する年度に65歳以上となる方
- 耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装用を認めた方
- 障がい者※の補装具費(補聴器)の支給対象者ではない方 ※障害者手帳を有する方
- 介護保険第1号保険料が第1段階～第4段階のいずれかに該当する方

※毎年度7月頃に送付される【納入通知書(介護保険料額決定通知書)】に記載の【保険料段階】をご確認ください。

- 過去に本事業の利用がない方

助成費用

※1台(片耳分)あたり

介護保険第1号保険料が

・第1～3段階の方:購入費用の2分の1
助成上限額

50,000円

・第4段階の方:購入費用の3分の1
助成上限額

32,000円

お手続きの詳細は
裏面をご覧ください

注意

- 診察料、検査料、意見書作成料、修理費、メンテナンス費用は助成の対象外です。
- 対象となる補聴器は、医師の処方箋に基づき “認定補聴器技能者” または “補聴器専門店に在籍する認定補聴器技能者” から購入したものです。
- 医師が認めた場合は両耳分の補聴器を助成対象とすることができます。

～ お 手 続 き の 流 れ ～

1. 申請書等の書類の準備をする

・以下の書類を地域包括支援課窓口または、市ホームページよりダウンロードができます。



【準備する書類】

- ☐ 第1号様式 甲府市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- ☐ 第2号様式 補聴器に関する意見書
- ☐ 第3号様式 見積書

2. 耳鼻咽喉科を受診する

・医師に申請の対象となるか、相談をしてください。対象となる場合は意見書（第2号様式）の作成を医師に依頼してください。



※注意※

☐ 診察料及び意見書の作成料は自己負担となります。

3. 補聴器の見積書をもらう

・助成の対象は補聴器本体およびその付属品（原則、電池、イヤモールドは助成対象）です。

・医師の処方箋に基づき、“認定補聴器技能者”に、補聴器の購入費用額がわかる見積書（第3号様式）の作成を依頼してください。



※注意※

☐ “認定補聴器技能者”または“認定補聴器専門店に在籍する認定補聴器技能者”の在籍状況は店舗にお問い合わせください。

4. 地域包括支援課の窓口で交付申請の手続きを行う



【持ち物】

- ☐ 第1号様式 甲府市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書
- ☐ 第2号様式 補聴器に関する意見書
- ☐ 第3号様式 見積書

5. 交付決定の通知が届いたら補聴器を購入する。



※注意※

☐ 補聴器の購入費用が分かる領収書を、必ず貰ってください。

6. 地域包括支援課の窓口で請求申請の手続きを行う



【持ち物】

- ☐ 第5号様式 甲府市高齢者補聴器購入費助成金交付請求書
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 振込口座の通帳の写し
- ☐ 朱肉を使うタイプの印鑑

7. 市より高齢者補聴器購入費助成金交付確定通知書が届く

・口座には請求申請から1～2ヶ月を目安に振り込まれます。



問い合わせ
申請窓口

甲府市役所 福祉部 地域包括支援課
〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18-1 本庁舎2階
☎ 055-237-5484 (直通)

ホームページはこちら！

